

スマイルナーシング名城

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
愛知県知事指定 第 2370304749 号

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	スマイルナーシング株式会社
法人所在地	愛知県名古屋市中区栄二丁目 8 番 12 号
連絡先	052-211-0720
代表者氏名	代表取締役 久保 明

2. 事業所の概要

事業の目的	訪問介護スマイルナーシング名城が行う指定訪問介護事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。
事業所の名称	スマイルナーシング名城
事業所の所在地	愛知県名古屋市北区柳原一丁目 2 番 21 号
連絡先	052-888-7357
運営方針	ご利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者のためのサービス提供を行います。
設立年月	2022 年 1 月 1 日

3. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 2022 年 1 月 1 日現在

職種	人数	勤務形態等
管理者	1 名	管理者とサービス提供責任者を兼務（常勤兼務）
サービス提供責任者		
訪問介護員	常勤換算 2.5 人以上	常勤と非常勤

4. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	名古屋市北区
事務所の営業日・営業時間	年中無休 9:00～18:00 電話により、24 時間常時連絡が可能な体制
サービス提供日・時間	365 日 24 時間対応可能

5. 当事業所が提供するサービス内容・料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス ※介護保険法に定められるサービス

身体介護	排泄、食事、入浴、清拭、衣類着脱、洗面、体位変換、移動・移乗介助、外出介助、起床及び就寝介助、服薬介助、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）
生活支援	調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の入れ替え、その他

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

利用料金	介護保険の給付限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担額となります。
交通費等	利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は交通費の実費をいただく場合があります。該当される方は詳細を説明させていただき納得の上利用していただきます。

(3) 利用料金は『スマイルナーシング名城 利用料金表』参照

①交通費

通常の実施地域（重要事項説明書に記載されている地域）は交通費請求無し。
実施地域以外においてサービス提供を行う場合には訪問看護に要した交通費を徴収致します。
尚、自動車を使用した場合には通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 1km ごとに 25 円徴収致します。

(4) 利用料金のお支払い方法

- ・前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヶ月分をまとめて請求させていただきます。
- ・支払方法：金融機関口座からの自動振替となります。
- ・支払日：サービス提供月の翌月２６日に振替口座より引き落とさせていただきます。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ・ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくはサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日 15 時までには事業者申し出て下さい。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日午後 15 時まで申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後 15 時まで申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50 %

- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5 当事業所が提供するサービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な居室の備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（４）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為又は医療補助行為
- ②ご利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ご利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

（５）事故時の対応

事業所は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに必要な処置を講じます。

7. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は全職員が受け付けますが、苦情受け付け窓口も設けてあります。

苦情受付窓口	スマイルナーシング名城（TEL）052-888-7357
担当者	澤田大樹

（２）当事業所以外の苦情受付機関

愛知県国保連合会介護福祉室内 苦情相談室	ご利用時間 平日 9:00～17:00 電話番号 052-971-4165
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係	ご利用時間 平日 9:00～17:00 電話番号 052-959-3087

8. 緊急時の対応方法について

- ①サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
 - ②上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。
- 連絡先：052-888-7357 電話対応可能時間 9：00～18：00